

「新型コロナ」患者が回復した後の転院を受け入れた場合、救急医療管理加算1を算定可—「臨時的な取扱い(その34)」(1/22付)

「感染症法」第19条及び第20条の入院の勧告・措置が解除された後の「新型コロナ」患者の転院を受け入れた場合、12月15日付の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」の二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)とは別に、救急医療管理加算1(1日950点)を、最初に転院した入院日を起算日として90日を限度に算定できることとなった。複数の転院を繰り返す場合も、最初の医療機関に転院した日から90日間は引き続き算定できる。

2020年12月の事業収入の減収分を補てんする県独自の給付金制度ができました

高知県は、昨年12月の県内での新型コロナウイルス感染急拡大に伴って、施設の営業時間短縮の要請をしました。その影響を受けた事業者を支援する給付金制度です。名前は「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」となっていますが、営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引がある事業者だけでなく、外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けた事業所が対象となります。医療機関も対象となることを県の担当課に確認をしましたので、該当の方は申請をお勧めします。

対象事業所：2020年12月の事業収入が前年同月比で30%以上減少した事業所

給付額：2020年12月の事業収入の前年同月比での減少額

(ただし、法人は40万円、個人事業主は20万円が上限)

申請期間：2021年2月10日(水)～4月9日(金)

申請方法：申請書類を県庁の「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」への郵送
オンラインでの受付も準備中

申請書類：高知県経営支援課ホームページからのダウンロード

高知県庁本庁舎1階ロビー、県の合同庁舎及び県税事務所、市町村役場の窓口での配布

申請相談窓口：088-823-9875(9時から17時まで。土日、祝日も開設)

第4次アンケートをもとに、政府、県への要望書を提出しました

高知保険医協会は、「新型コロナ」の影響についての4度目のアンケート調査の行い、その結果も参考に政府と高知県に対しての要望書を提出しました。

アンケートで12月の外来患者数、外来収入については、前年同月比で歯科は減少の状況が改善の方向が見えましたが、医科は9月に行ったアンケートと比べて、減少の状況にあまり変化がありません。前年同月比で3割以上減収となっている割合は、歯科は7%、医科は16%となっています。また医科の方では、発熱等の症状がある方が電話もなくそのまま受付に来る等感染防止対策の悩みや、検査協力医療機関になれないなどの理由で、PCR検査等「新型コロナ」の検査が保険請求できず、検査費用を医療機関が持ち出しでやっている状況などの声が寄せられています。

要望の内容としては、①減収補てんの仕組みを作るよう国に求めるとともに、県独自の施策の策定、②感染症対策事業費補助金の迅速な給付と3月の実績報告の援助、③より幅広いPCR検査、特に医療機関・介護施設の入院、入所者、及び施設職員のPCR検査を行政検査とすること、④入院を拒否した感染者への罰則等、感染症法改正案の罰則規定の削除、⑤同じく改正案の中の「コロナ」患者受入勧告に従わない医療機関名の公表規程の削除を求めています。